

第4章 ● 計画の推進に向けて

- (1) 協働によるまちづくりの推進
- (2) 効率的・効果的なまちづくりの推進
- (3) まちづくりに関連する計画との連携、
法制度等の適切な運用
- (4) 庁内の連携、周辺市町等との協力による
まちづくりの推進
- (5) PDCAサイクルによる
計画の適切な進行管理

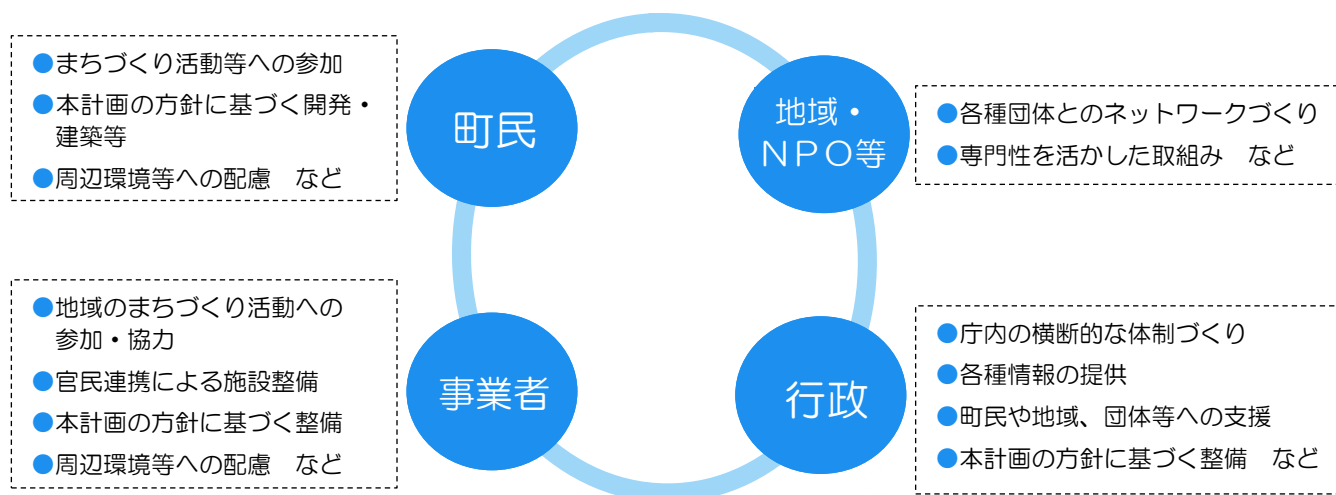
全体構想及び地域別構想において示した方針に基づき、計画的かつ適切に都市づくり、地域づくりを推進するための基本的な考え方を示します。

(1) 協働によるまちづくりの推進

都市づくり、地域づくりは、行政のみでなく、町民や地域、NPO、事業者等が担い手となり、お互いが連携・協力しながら進めていくものです。

本町では、第2次長泉町都市計画マスタープランにおいても、“町民・事業者・行政の協力による都市づくりの推進”を掲げ、協働によるまちづくりを進めてきました。

今後も、多様化する町民ニーズに対応した町民の目線に立ったまちづくり、各地域の個性や魅力を生かした地域づくり等を推進するために、より一層、町民や地域、NPO、事業者等と行政がお互いの役割を理解し、協力し合う「協働のまちづくり」を進めます。



①まちづくりに関する情報の提供・共有

・町民のまちづくりに対する関心を高めるとともに、これからの長泉町におけるまちづくりの考え方等を共有するため、町の広報紙、ホームページ等、様々な方法を用いて、町や地域の現況・課題、都市づくりに関する計画や制度、まちづくり活動等の情報の提供を進めます。

②まちづくりへの町民、事業者、地域等の参画の促進

・「土地利用」、「道路・交通」、「公園・緑地」等、まちづくりに関する計画の策定や、都市計画の決定・変更等を進めるにあたっては、町民の意見を反映し、合意形成を図るため、ワークショップや説明会の開催、住民意識調査やパブリックコメントの実施等、多くの町民や事業者等が様々な段階で参画できる機会を設けるとともに、まちづくりへの参画を促進します。

・多様な町民参画の機会等を通して、これからのまちづくりを担うリーダーの育成を図ります。

・町民や地域、事業者等が主体となった、身近な公園や道路の美化、緑化活動等を促進します。

・地域住民による見守り等を促進し、安心・安全な地域づくりを支援します。

・都市施設の整備や活用にあたっては、官民連携等により、効果的な取組みを促進します。

町民や地域等の参画を促すための主な取り組みイメージ

- 地域住民と行政の協働による、地域の環境点検と課題の抽出
- まちづくりリーダーの育成に向けた勉強会・講習会の開催と活躍の場の提供
- 町民との協働による本町の魅力の発信
- 地域住民による見守り活動の支援 など

(2) 効率的・効果的なまちづくりの推進

今後、高齢化の進行やこれまでのような人口の増加が見込めないことなどから、町の財政状況が厳しくなることが予測されます。そのため、まちづくりに関する事業や施策を展開するにあたっては、限られた財源の中で、十分な効果がより効率的に得られるように進めます。

具体的な方策の一つとして、本町では、本計画の高度化版として位置づけられる「立地適正化計画」を作成し、都市機能や居住機能等の適切な誘導を図っていきます。

①効率的・効果的な事業・施策の実施

まちづくりに関する事業や施策の展開は、事業や施策の必要性、緊急性、事業化への熟度、整備による効果等を検討しながら計画的に進めます。また、指定管理者制度による施設管理等、民間の資金や民間が有するノウハウを積極的に活用し、効率化を図ります。

②都市基盤の効率的な維持・管理

道路や橋梁、公共建築物等の既存の都市基盤の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減に向け、定期的な点検・診断や予防保全対策の実施等、将来にわたり計画的かつ効率的な維持・管理を図ります。

③立地適正化計画の作成と適切な運用

民間による都市機能への投資や居住を効果的に誘導するため、本町では、立地適正化計画を作成し、それに基づいた施策を実施するとともに、届出制度等を適切に運用します。また、計画策定後も目標数値や効果目標等による評価・分析を実施し、適切な進捗管理を行っていきます。

④新たな技術の活用

ICT（情報通信技術）、IoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）などの技術は、急激なスピードで進化しています。これらの技術は、町民・事業者等への効率的な情報の提供、自動運転技術の活用による公共交通の充実、防災分野・物流分野等への無人航空機（ドローン等）の活用、ビッグデータを利用した交通環境の改善をはじめ、産業、健康、介護、インフラ管理等の様々な場面で活用が期待されており、将来的には活用できる幅が広がることが予想されます。そのため、技術の進展を的確に捉え、効果的にまちづくりに活用していきます。

(3) まちづくりに関連する計画との連携、法制度等の適切な運用

都市計画マスタープランは、これからのまちづくりの基本的な方針を示すものであり、個別の事業や施策について具体的な内容を示すものではありません。事業や施策の展開にあたっては、都市計画マスタープランに基づき、まちづくりに関連する分野の個別計画との調整・連携を図りながら、都市計画法をはじめとする関係法制度を適切に運用し、進めます。

①関連計画との連携

- ・道路・交通、公園・緑地、景観、環境、住宅、防災等、まちづくりに関連する分野の個別計画の策定、見直しにあたっては、都市計画マスタープランの内容と整合を図ることで、都市計画マスタープランの実効性を高めるとともに、各種関連計画が相互に連携のとれた総合的・一体的なまちづくりを進めます。
- ・これらのまちづくりに関連する分野だけでなく、産業、教育、福祉等の幅広い分野の計画や施策との調整・連携も図ります。

②まちづくりに関連する法制度の活用

- ・都市計画マスタープランの実効性を高めるとともに、地域の特色を活かしたまちづくりを進めるため、町や地域の実情に応じて、用途地域や地区計画、都市計画道路や都市計画公園といった都市施設等の決定や見直しを行います。また、都市計画法をはじめ、建築基準法や景観法等のまちづくりに関する法制度を適切に活用します。

(4) 市内の連携、周辺市町等との協力によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを計画的に進めていくためには、都市計画分野だけでなく、道路・交通、公園・緑地、景観、環境、住宅、防災等、様々な分野が協力しあいながら、総合的に取り組むことが必要となります。

本町は、高速道路や国道、県道、河川等、国や県が主体となり整備・管理をしている都市施設が町の骨格を形成しています。また、本町の市街地は周辺市町の市街地と連坦して形成されていることから、都市づくりを進めるにあたり、国や県、周辺市町と連携・協力しながら取り組むことが必要となります。

今後、まちづくりを計画的かつ総合的に進めるため、市内における推進体制を充実するとともに、国や県、周辺市町との連携・協力の強化を図ります。

①市内の推進体制の充実

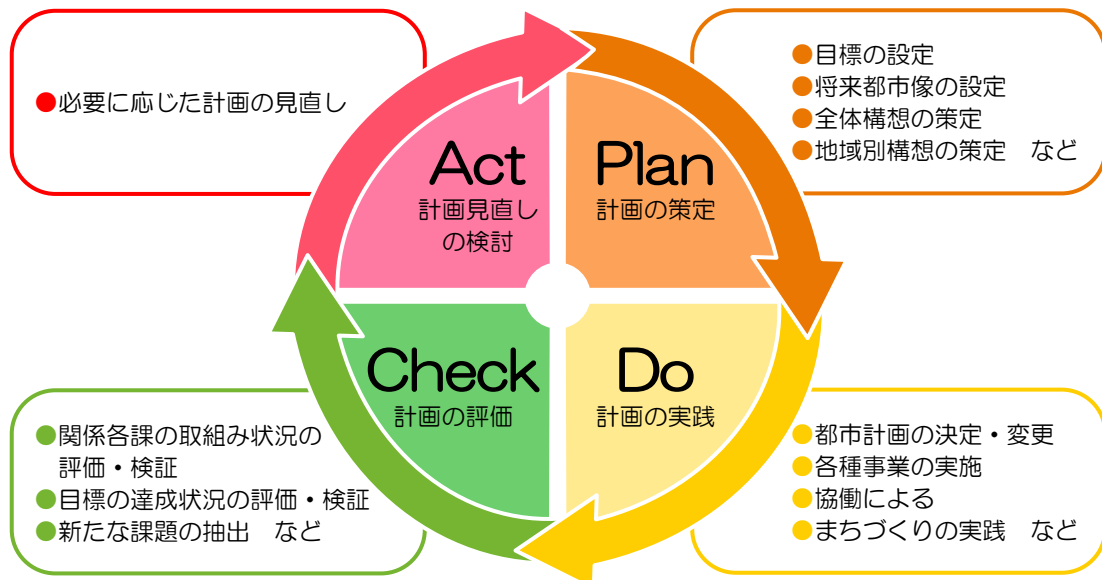
- ・計画的かつ総合的なまちづくりを進めるため、都市計画担当部署を中心に、関係部署間における連携・協力を強化し、プロジェクトチームの設置等、市内における横断的なまちづくり推進体制の充実を図ります。

②国、県、周辺市町などとの連携強化

- ・高速道路や国道、県道、河川等の整備・改修については、国や県等の関係機関との連携・協力を強化しながら、積極的に働きかけます。
- ・広域的な視点からの協議や調整が必要となる幹線道路の整備や土地利用の誘導、公共交通の充実等については、周辺市町や関係機関との連携・協力を図りながら、一体的なまちづくりを進めます。

(5) PDCAサイクルによる計画の適切な進行管理

都市づくりの目標の達成や将来都市構造の実現のためには、各種施策や事業を計画的に実施することが重要です。そのために、P（計画）・D（実行）・C（点検）・A（処置・改善）のサイクルにより、まちづくりの進捗状況を評価し、計画の適切な進行管理に努めます。



①定期的な評価・検証の実施

社会・経済情勢が急速に変化する現代においては、取り巻く環境の変化に柔軟に対応することが求められることから、都市計画基礎調査や国勢調査等の各種調査が概ね5年ごとに実施されることを踏まえ、概ね5年ごとに都市の現状や変化を把握するとともに、本計画の進捗状況を評価・検証します。これにより、計画の進行を適切に管理するとともに、必要に応じて計画内容の見直し等を行います。

②評価・検証を行う組織の設置の検討

本計画の評価・検証にあたっては、庁内関係課の職員で構成する組織を設置することや都市計画審議会の意見を聴くこと等を検討します。